

第4章

資料



## I 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画 指標一覧

区分	No.	項目	現状	R3年度	R4年度	R5年度
I 1	①	あいサポーター数（累計）	240,176人 (R元年度)	245,000人	247,500人	250,000人
		あいサポートメッセンジャー養成数（累計）	498人 (R元年度)	643人	687人	730人
		うち就労支援メッセンジャー養成数（累計）	247人 (R元年度)	321人	343人	364人
		あいサポート運動企業・団体数（累計）	786企業・団体 (R元年度)	844企業・団体	872企業・団体	900企業・団体
I 2(1)	②	障害者雇用義務を有する県内企業の障害者実雇用率	2.18% (R元年度)	2.3%以上	法定雇用率以上	法定雇用率以上
I 2(2)	③	障害者就業・生活支援センター登録者数	800人 (R元年度)	882人	926人	972人
		障害者就業・生活支援センター相談・支援件数	4,312件 (R元年度)	4,486件	4,575件	4,666件
		障害者就業・生活支援センター職場実習等あっせん件数	54件 (R元年度)	56件	58件	60件
		障害者就業・生活支援センターを通じた就職件数	74件 (R元年度)	81件	85件	89件
I 2(3)	④	障害者優先調達額	44,063千円 (R元年度)	45,000千円	45,500千円	46,000千円
I 2(4)	⑤	福祉施設利用者から一般就労に移行する障害者に対する職業訓練修了者数	11人 (R元年度)	6人	6人	6人
		広島障害者職業能力開発校就職率（施設内訓練修了者）	89.6% (R元年度)	80.0%	80.0%	80.0%
	⑥	広島障害者職業能力開発校就職率（障害者委託訓練修了者）	40.8% (R元年度)	55.0%	55.0%	55.0%
I 3(1)	⑦	広島県障害者ITサポートセンター相談件数	62件 (R元年度)	70件	75件	80件
		広島県障害者ITサポートセンターICTサポーター数	0人 (R元年度)	30人	60人	90人
	⑧	視覚障害者情報センター貸出図書タイトル件数（ダウンロード件数を含む。）	62,366件 (R元年度)	66,200件	66,400件	66,600件
	⑨	広島県聴覚障害者センター利用者数	17,337人 (R元年度)	12,700人	13,100人	13,500人
I 3(2)	⑩	手話通訳者養成講座修了者数	84人 (R元年度)	72人	72人	72人
		要約筆記者養成講座修了者数	39人 (R元年度)	47人	47人	47人
		盲ろう者向け通訳・介助員養成講座修了者数	7人 (R元年度)	11人	11人	11人
		失語症者向け意思疎通支援者養成講座修了者数	21人 (R元年度)	21人	21人	21人
I 4(1)	⑪	全国障害者スポーツ大会メダル獲得率（個人競技）	62.3% (H30年度)	62.3%	62.3%	62.3%
I 4(2)	⑫	あいサポートアート展への来場者数	2,586人 (R元年度)	3,140人	3,270人	3,400人
		広島県アートサポートセンター相談、指導者等派遣件数	243件 (R元年度)	265件	290件	315件

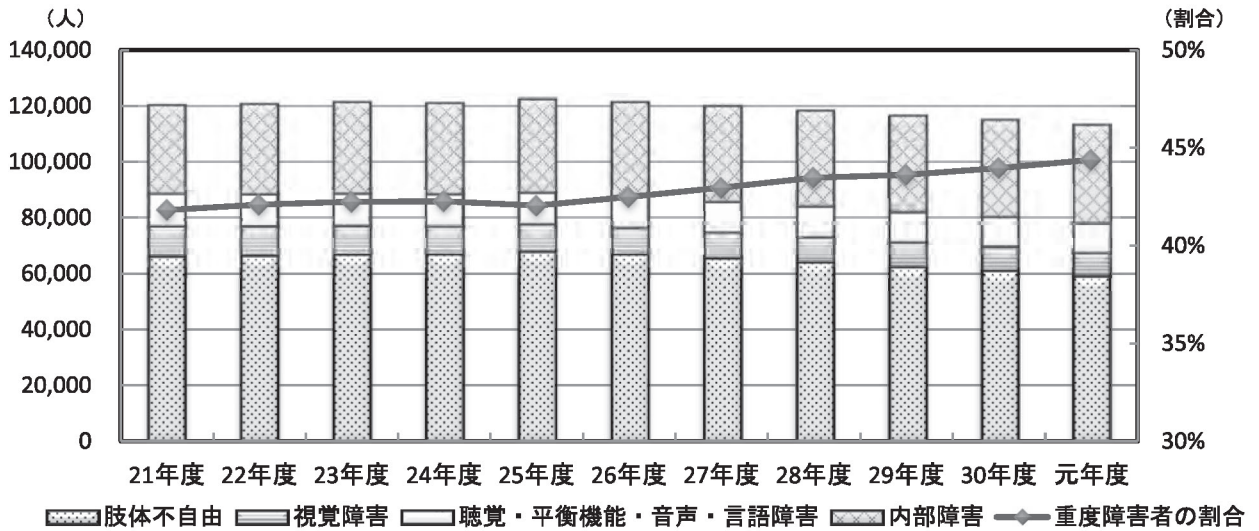
区分	No.	項目	現状	R3年度	R4年度	R5年度	
Ⅱ 1(2)	⑬	発達障害の診療ができる医師数	187人 (R元年度)	215人	228人	241人	
	⑭	医療従事者等に対する難病研修会	1回 (R元年度)	2回	2回	2回	
Ⅱ 2(1)	⑮	障害児の受入人数 (保育所・認定こども園)	1,994人 (R元年度)	2,023人	2,043人	2,064人	
		障害児の受入人数 (放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ))	2,520人 (R元年度)	2,862人	2,971人	3,084人	
Ⅱ 2(2)	⑯	発達障害関係研修修了者数(合計)	961人 (R元年度)	740人	740人	740人	
		基礎研修	581人 (R元年度)	400人	400人	400人	
		スキルアップ研修	109人 (R元年度)	120人	120人	120人	
		教育支援研修	271人 (R元年度)	220人	220人	220人	
		ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数	737人 (R元年度)	698人	703人	711人	
		ペアレントメンター登録者数	63人 (R元年度)	75人	85人	95人	
		ピアサポートの活動への参加人数	234人 (R元年度)	378人	391人	404人	
Ⅱ 2(3)	⑰	医療的ケア児に対する関連分野の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	62人 (R元年度)	101人	113人	130人	
Ⅱ 3	⑱	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数	在宅	483人 (R元年度)	519人	538人	558人
			他院の精神科病床	20人 (R元年度)	19人	19人	18人
			自院及び他院の精神病床以外	126人 (R元年度)	122人	120人	117人
			障害福祉施設	31人 (R元年度)	35人	37人	40人
			介護施設	81人 (R元年度)	85人	87人	89人
	⑲	精神障害者の地域移行支援	7人/月 (R元年度)	16人/月	17人/月	20人/月	
		精神障害者の地域定着支援	30人/月 (R元年度)	41人/月	44人/月	49人/月	
		精神障害者の共同生活援助	391人/月 (R元年度)	442人/月	473人/月	508人/月	
		精神障害者の自立生活援助	5人/月 (R元年度)	16人/月	18人/月	22人/月	
	Ⅲ 1(1)	⑳	各市町において実施する地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	—	33回	35回	36回
Ⅲ 3(1)	㉑	包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数	8市町 (R2年度)	11市町	15市町	19市町	

区分	No.	項目	現状	R3年度	R4年度	R5年度	
Ⅲ 3(3)	⑳	発達障害者支援地域協議会（発達障害児（者）支援連携委員会）の開催回数	2回 (R元年度)	2回	2回	2回	
		発達障害者地域支援マネジャーの配置人数	2人 (R元年度)	2人	2人	2人	
		発達障害者支援センター実相談利用者数（電話相談を含む。）	414人 (R元年度)	421人	428人	435人	
		発達障害者支援センター相談支援件数	2,283件 (R元年度)	2,455件	2,627件	2,799件	
		発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数（延）	138件 (R元年度)	148件	151件	155件	
		発達障害者支援センター助言件数	78件 (R元年度)	81件	84件	87件	
		発達障害者地域支援マネジャー助言件数	67件 (R元年度)	67件	67件	68件	
		発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数	146件 (R元年度)	146件	146件	147件	
⑳	小児慢性特定疾患児交流会事業実施か所数	5か所 (R元年度)	7か所	7か所	7か所		
Ⅲ 4(1)	㉑	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有	体制の有無	無 (R元年度)	有	有	有
		共有回数	0回 (R元年度)	1回	1回	1回	

## II 障害者等の状況

### 1 身体障害児（者）

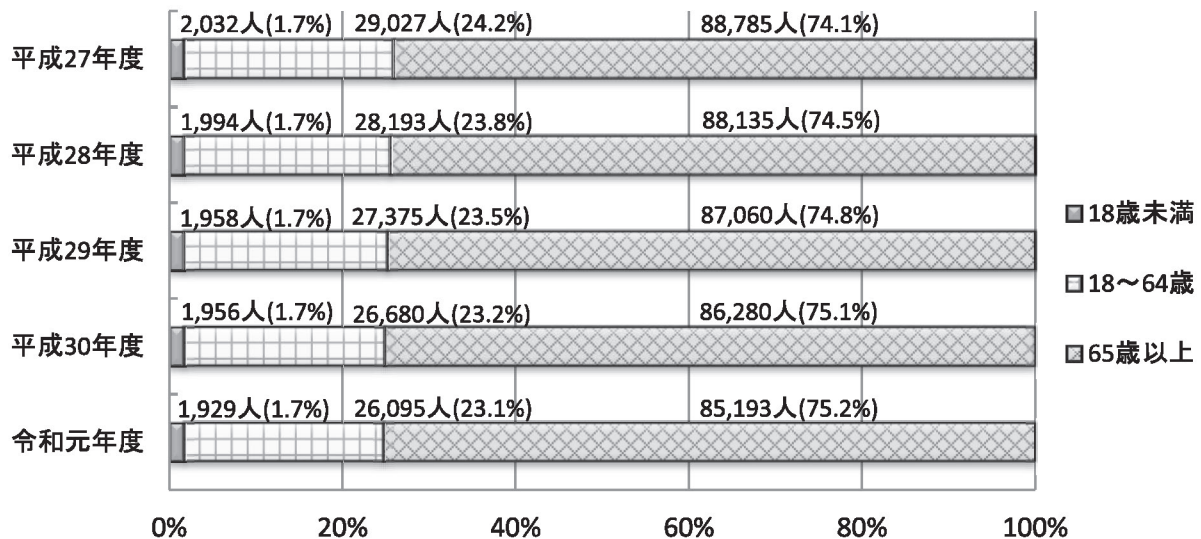
【参考図表1 身体障害者手帳所持者数の障害別推移と重度障害者の割合】



	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
肢体不自由	66,396	66,648	67,080	67,222	68,143	67,140	65,687	64,302	62,613	61,149	59,281
視覚障害	10,528	10,252	10,059	9,781	9,568	9,321	9,096	8,878	8,663	8,584	8,480
聴覚障害者等	11,809	11,610	11,585	11,358	11,329	11,268	11,100	10,927	10,762	10,604	10,413
内部障害	31,506	32,168	32,601	32,693	33,361	33,633	33,961	34,215	34,355	34,579	35,043
計	120,239	120,678	121,325	121,054	122,401	121,362	119,844	118,322	116,393	114,916	113,217
重度障害者 (1～2級) (全体に 占める割合)	50,283 41.8%	50,811 42.1%	51,257 42.2%	51,159 42.3%	51,477 42.1%	51,562 42.5%	51,501 43.0%	51,440 43.5%	50,776 43.6%	50,515 44.0%	50,259 44.4%

※ 当該年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

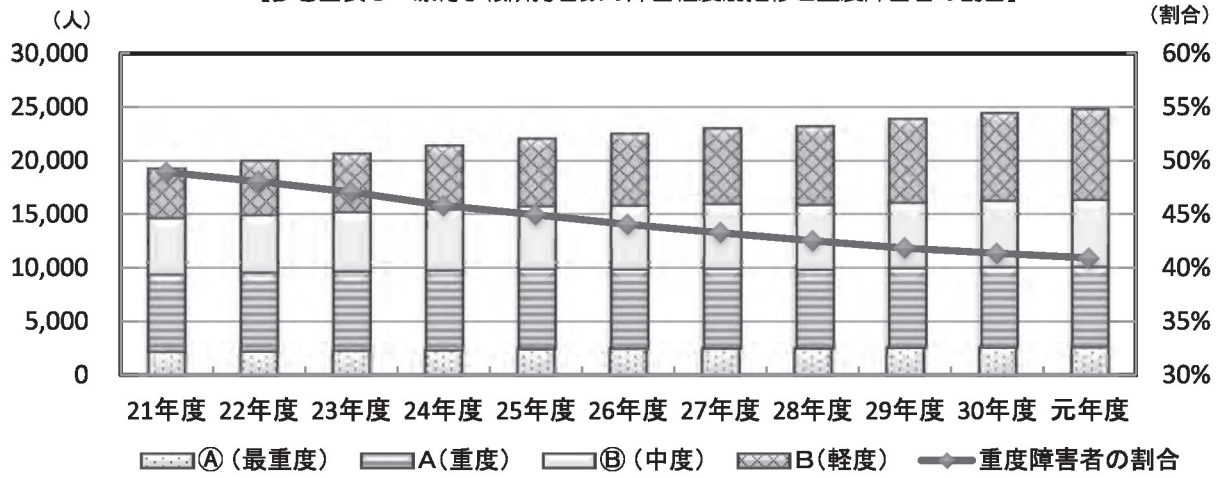
【参考図表2 身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移】



※ 当該年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

2 知的障害児（者）

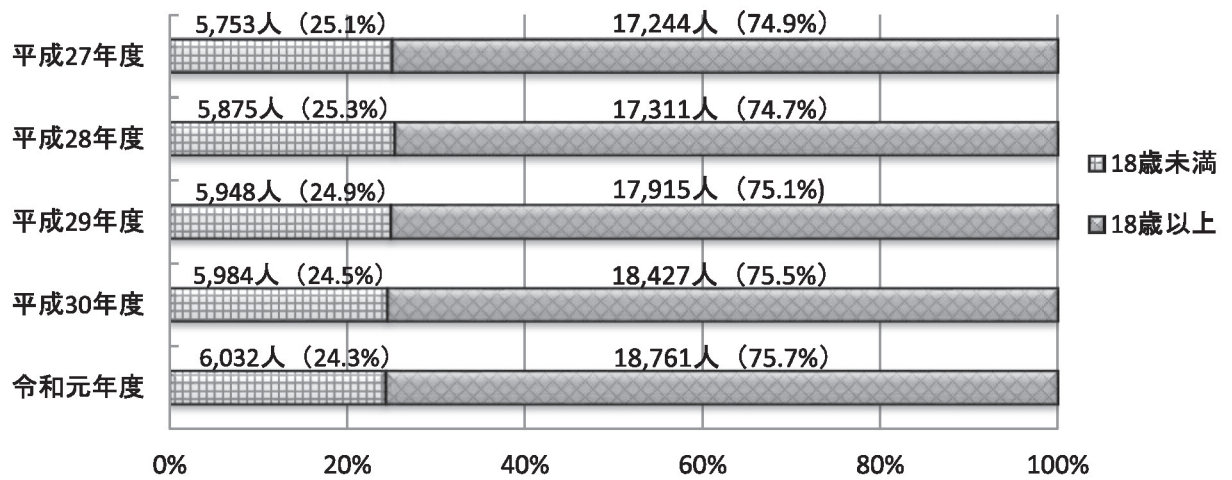
【参考図表3 療育手帳所持者数の障害程度別推移と重度障害者の割合】



	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
①(最重度)	2,186	2,227	2,286	2,319	2,416	2,465	2,486	2,492	2,534	2,577	2,600
A(重度)	7,241	7,379	7,430	7,478	7,948	7,442	7,469	7,369	7,449	7,516	7,546
②(中度)	5,235	5,352	5,506	5,686	5,836	5,942	6,043	6,032	6,139	6,193	6,227
B(軽度)	4,610	5,037	5,421	5,900	6,313	6,639	7,010	7,293	7,741	8,125	8,420
計	19,272	19,995	20,643	21,383	22,063	22,488	23,008	23,186	23,863	24,411	24,793
①+A (全体に占める割合)	9,427 48.9%	9,606 48.0%	9,716 47.0%	9,797 45.8%	9,914 44.9%	9,907 44.1%	9,955 43.3%	9,861 42.5%	9,983 41.8%	10,093 41.3%	10,146 40.9%

※当該年度3月31日現在（広島市を含む）

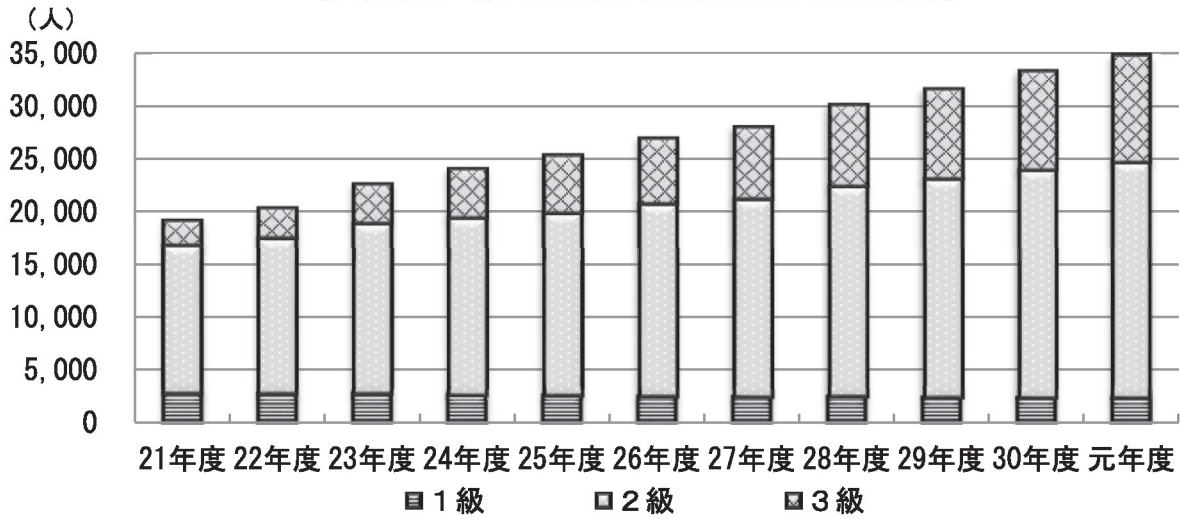
【参考図表4 療育手帳所持者の年齢別構成比の推移】



※当該年度3月31日現在（広島市を含む）

3 精神障害者

【参考図表5 精神保健福祉手帳所持者数の障害程度別推移】

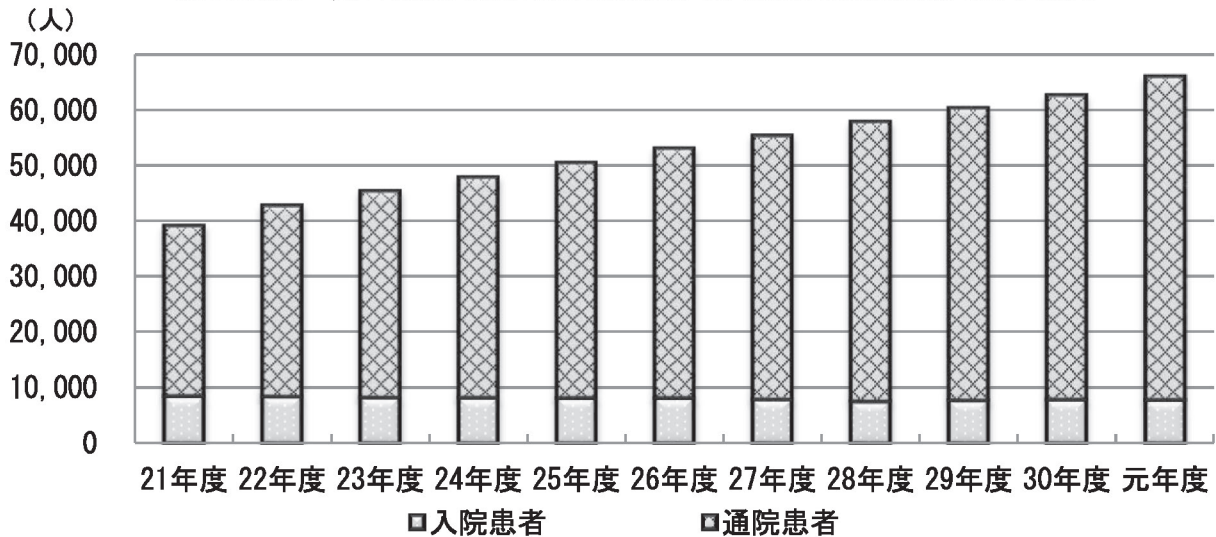


(単位：人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1級	2,818	2,784	2,788	2,654	2,593	2,510	2,492	2,517	2,432	2,405	2,379
2級	14,026	14,737	16,132	16,782	17,284	18,240	18,720	19,898	20,683	21,579	22,336
3級	2,331	2,838	3,723	4,671	5,524	6,228	6,820	7,726	8,508	9,343	10,112
合計	19,175	20,359	22,643	24,107	25,401	26,978	28,032	30,141	31,623	33,327	34,827

※当該年度3月31日現在（広島市を含む）

【参考図表6 精神科病院入院患者数及び通院患者数（通院医療費公費負担数）の推移】



(単位：人)

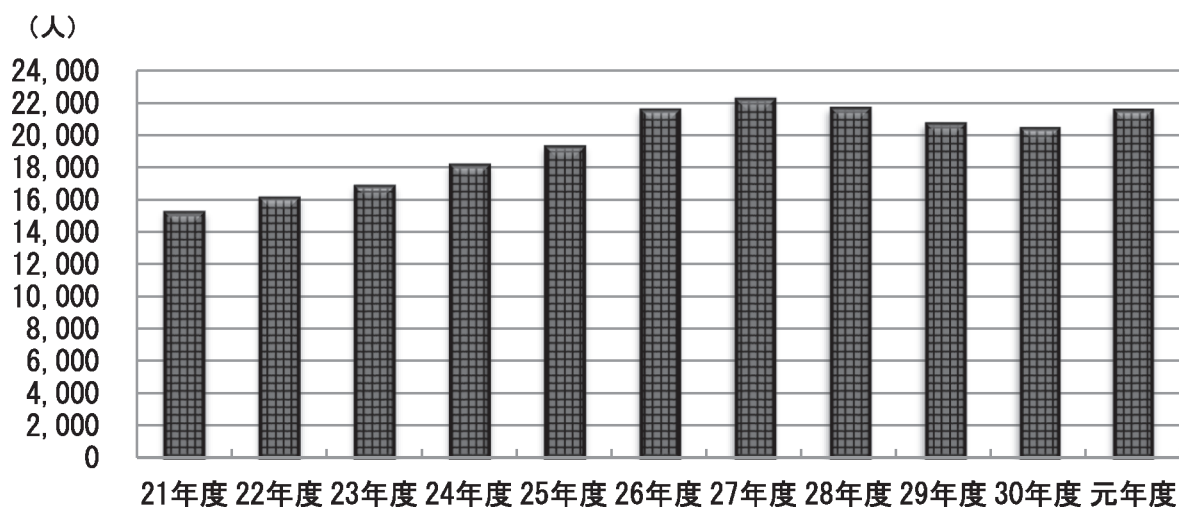
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
入院患者	8,403	8,383	8,222	8,162	8,104	8,083	7,833	7,479	7,697	7,820	7,711
通院患者	30,754	34,377	37,132	39,716	42,350	44,993	47,515	50,393	52,632	54,840	58,325
計	39,157	42,760	45,354	47,878	50,454	53,076	55,348	57,872	60,329	62,660	66,036

※入院患者数は各年度6月30日現在（広島市を含む）、通院患者数は各年度3月31日現在（広島市を含む）



## 4 難病患者

【参考図表7 特定医療費（指定難病）受給者数の推移】



(単位：人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
特定医療費(指定難病)受給者数	15,181	16,067	16,805	18,126	19,248	21,530	22,191	21,638	20,687	20,388	21,518

※ 当該年度3月31日現在（広島市を含む）

※ 平成27年度以前は、特定疾患医療治療研究事業承認数

※ 平成28年度以降は、スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）受給者を含む。

- なお、平成27（2015）年1月1日より「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、次の333の疾患が「指定難病」として医療費助成の対象となっています。（「指定難病」の対象となっていないスモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）についても、引き続き医療費助成を受けることができます。ただし、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎については、既に受給者証の交付を受けられている方のみが引き続き助成の対象となります。）

「 指 定 難 病 」 対 象 疾 患	
01 球脊髄性筋萎縮症	61 自己免疫性溶血性貧血
02 筋萎縮性側索硬化症	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症
03 脊髄性筋萎縮症	63 特発性血小板減少性紫斑病
04 原発性側索硬化症	64 血栓性血小板減少性紫斑病
05 進行性核上性麻痺	65 原発性免疫不全症候群
06 パーキンソン病	66 IgA 腎症
07 大脳皮質基底核変性症	67 多発性嚢胞腎
08 ハンチントン病	68 黄色靱帯骨化症
09 神経有棘赤血球症	69 後縦靱帯骨化症
10 シャルコー・マリー・トゥース病	70 広範脊柱管狭窄症
11 重症筋無力症	71 特発性大腿骨頭壊死症
12 先天性筋無力症候群	72 下垂体性 ADH 分泌異常症
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	73 下垂体性 TSH 分泌亢進症
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	74 下垂体性 PRL 分泌亢進症
15 封入体筋炎	75 クッシング病
16 クロウ・深瀬症候群	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
17 多系統萎縮症	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	78 下垂体前葉機能低下症
19 ライソゾーム病	79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
20 副腎白質ジストロフィー	80 甲状腺ホルモン不応症
21 ミトコンドリア病	81 先天性副腎皮質酵素欠損症
22 もやもや病	82 先天性副腎低形成症
23 プリオン病	83 アジソン病
24 亜急性硬化性全脳炎	84 サルコイドーシス
25 進行性多巣性白質脳症	85 特発性間質性肺炎
26 HTLV-1 関連脊髄症	86 肺動脈性肺高血圧症
27 特発性基底核石灰化症	87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
28 全身性アミロイドーシス	88 慢性血栓性肺高血圧症
29 ウルリッヒ病	89 リンパ脈管筋腫症
30 遠位型ミオパチー	90 網膜色素変性症
31 ベスレムミオパチー	91 バッド・キアリ症候群
32 自己食空胞性ミオパチー	92 特発性門脈圧亢進症
33 シュワルツ・ヤンベル症候群	93 原発性胆汁性胆管炎
34 神経線維腫症	94 原発性硬化性胆管炎
35 天疱瘡	95 自己免疫性肝炎
36 表皮水疱症	96 クローン病
37 膿疱性乾癬(汎発型)	97 潰瘍性大腸炎
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	98 好酸球性消化管疾患
39 中毒性表皮壊死症	99 慢性特発性偽性腸閉塞症
40 高安動脈炎	100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
41 巨細胞性動脈炎	101 腸管神経節細胞減少症
42 結節性多発動脈炎	102 ルピンシュタイン・テイビ症候群
43 顕微鏡的多発血管炎	103 CFC 症候群
44 多発血管炎性肉芽腫症	104 コステロ症候群
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	105 チャージ症候群
46 悪性関節リウマチ	106 クリオピリン関連周期熱症候群
47 バーシャー病	107 若年性特発性関節炎
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	108 TNF 受容体関連周期性症候群
49 全身性エリテマトーデス	109 非典型溶血性尿毒症症候群
50 皮膚筋炎／多発性筋炎	110 ブラウ症候群
51 全身性強皮症	111 先天性ミオパチー
52 混合性結合組織病	112 マリネスコ・シェーグレン症候群
53 シェーグレン症候群	113 筋ジストロフィー
54 成人スチル病	114 非ジストロフィー性ミオニー症候群
55 再発性多発軟骨炎	115 遺伝性周期性四肢麻痺
56 ベーチェット病	116 アトピー性脊髄炎
57 特発性拡張型心筋症	117 脊髄空洞症
58 肥大型心筋症	118 脊髄髄膜瘤
59 拘束型心筋症	119 アイザックス症候群
60 再生不良性貧血	120 遺伝性ジストニア

「指定難病」対象疾患	
121 神経フェリチン症	181 クルーゾン症候群
122 脳表ヘモジデリン沈着症	182 アペール症候群
123 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	183 ファイファー症候群
124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	184 アントレー・ピクスラー症候群
125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	185 コフィン・シリズ症候群
126 ペリー症候群	186 ロスマンド・トムソン症候群
127 前頭側頭葉変性症	187 歌舞伎症候群
128 ビッカースタッフ脳幹脳炎	188 多脾症候群
129 痙攣重積型(二相生)急性脳症	189 無脾症候群
130 先天性無痛無汗症	190 鰓耳腎症候群
131 アレキサンダー病	191 ウェルナー症候群
132 先天性核上性球麻痺	192 コケイン症候群
133 メビウス症候群	193 プラダー・ウィリ症候群
134 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	194 ソトス症候群
135 アイカルディ症候群	195 ヌーナン症候群
136 片側巨脳症	196 ヤング・シンプソン症候群
137 限局性皮質異形成	197 1p36欠失症候群
138 神経細胞移動異常症	198 4p欠失症候群
139 先天性大脳白質形成不全症	199 5p欠失症候群
140 ドラベ症候群	200 第14番染色体父親性ダイソミー症候群
141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	201 アンジェルマン症候群
142 ミオクロニー欠神てんかん	202 スミス・マギニス症候群
143 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	203 22q11.2欠失症候群
144 レノクッス・ガストー症候群	204 エマヌエル症候群
145 ウエスト症候群	205 脆弱X症候群関連疾患
146 大田原症候群	206 脆弱X症候群
147 早期ミオクロニー脳症	207 総動脈幹遺残症
148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	208 修正大血管転位症
149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	209 完全大血管転位症
150 環状20番染色体症候群	210 単心室症
151 ラスムッセン脳炎	211 左心低形成症候群
152 PCDH19 関連症候群	212 三尖弁閉鎖症
153 難治頻回部分発作重積型急性脳炎	213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
155 ランドウ・クレフナー症候群	215 ファロー四徴症
156 レット症候群	216 両大血管右室起始症
157 スタージ・ウェーバー症候群	217 エプスタイン病
158 結節性硬化症	218 アルポート症候群
159 色素性乾皮症	219 ギャロウェイ・モフト症候群
160 先天性魚鱗癬	220 急速進行性糸球体腎炎
161 家族性良性慢性天疱瘡	221 抗糸球体基底膜腎炎
162 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)	222 一次性ネフローゼ症候群
163 特発性後天性全身性無汗症	223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
164 眼皮膚白皮症	224 紫斑病性腎炎
165 肥厚性皮膚骨膜炎	225 先天性腎性尿崩症
166 弾性線維性仮性黄色腫	226 間質性膀胱炎(ハンナ型)
167 マルフアン症候群	227 オスラー病
168 エーラス・ダンロス症候群	228 閉塞性細気管支炎
169 メンクス病	229 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
170 オクシピタル・ホーン症候群	230 肺胞低換気症候群
171 ウィルソン病	231 $\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
172 低ホスファターゼ症	232 カーニー複合
173 VATER症候群	233 ウォルフラム症候群
174 那須・ハコラ病	234 ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)
175 ウィーバー症候群	235 副甲状腺機能低下症
176 コフィン・ローリー症候群	236 偽性副甲状腺機能低下症
177 ジュベール症候群関連疾患	237 副腎皮質刺激ホルモン不応症
178 モワット・ウィルソン症候群	238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
179 ウィリアムズ症候群	239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
180 ATR-X症候群	240 フェニルケトン尿症

「指定難病」対象疾患	
241 高チロシン血症 1 型	291 ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
242 高チロシン血症 2 型	292 総排泄腔外反症
243 高チロシン血症 3 型	293 総排泄腔遺残
244 メープルシロップ尿症	294 先天性横隔膜ヘルニア
245 プロピオン酸血症	295 乳幼児肝巨大血管腫
246 メチルマロン酸血症	296 胆道閉鎖症
247 イソ吉草酸血症	297 アラジール症候群
248 グルコーストランスポーター1 欠損症	298 遺伝性肝炎
249 グルタル酸血症 1 型	299 嚢胞性線維症
250 グルタル酸血症 2 型	300 IgG4 関連疾患
251 尿素サイクル異常症	301 黄斑ジストロフィー
252 リジン尿性蛋白不耐症	302 レーベル遺伝性視神経症
253 先天性葉酸吸収不全	303 アッシャー症候群
254 ポルフィリン症	304 若年発症型両側性感音難聴
255 複合カルボキシラーゼ欠損症	305 遅発性内リンパ水腫
256 筋型糖原病	306 好酸球形副鼻腔炎
257 肝型糖原病	307 カナバン病
258 ガラクトース1-リン酸リッルトランスフェラーゼ欠損症	308 進行性白質脳症
259 イソチオシステロールアルトランスフェラーゼ欠損症	309 進行性ミオクローヌステんかん
260 シトステロール血症	310 先天異常症候群
261 タンジール病	311 先天性三尖弁狭窄症
262 原発性高カイロミクロン血症	312 先天性僧帽弁狭窄症
263 脳髄黄色腫症	313 先天性肺静脈狭窄症
264 無βリポタンパク血症	314 左肺動脈右肺動脈起始症
265 脂肪萎縮症	315 ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1 B関連腎症
266 家族性地中海熱	316 カルニチン回路異常症
267 高IgD症候群	317 三頭酵素欠損症
268 中條・西村症候群	318 シトリン欠損症
269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	319 セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
270 慢性再発性多発性骨髄炎	320 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール （GPI）欠損症
271 強直性脊椎炎	321 非ケトーシス型高グリシン血症
272 進行性骨化性線維異形成症	322 β-ケトチオラーゼ欠損症
273 肋骨異常を伴う先天性側弯症	323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
274 骨形成不全症	324 メチルグルタコン酸尿症
275 タナトフォリック骨異形成症	325 遺伝性自己炎症疾患
276 軟骨無形成症	326 大理石骨症
277 リンパ管腫症/ゴーハム病	327 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限 る）
278 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	328 前眼部形成異常
279 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	329 無虹彩症
280 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	330 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
281 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	331 特発性多中心性キャスルマン病
282 先天性赤血球形成異常性貧血	332 膠様滴状角膜ジストロフィー
283 後天性赤芽球癆	333 ハッチンソン・ギルフォード症候群
284 ダイヤモンド・ブラックファン貧血	
285 ファンコニ貧血	
286 遺伝性鉄芽球性貧血	
287 エプスタイン症候群	
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	
289 クロンカイト・カナダ症候群	
290 非特異性多発性小腸潰瘍症	

## 5 発達障害児（者）

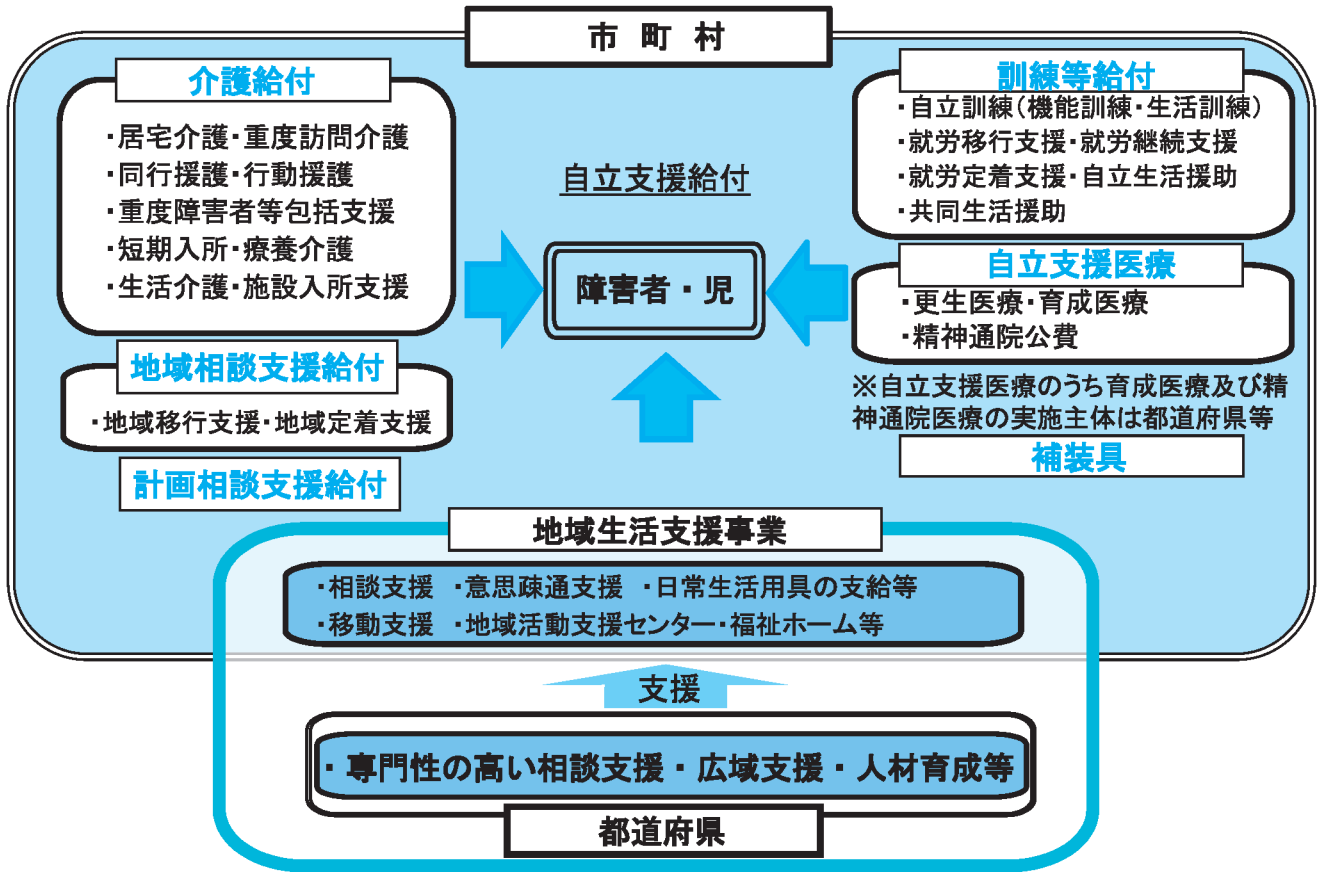
広島県の発達障害者（児）数は明らかになっていませんが、文部科学省が平成24年（2012）年2月から3月にかけて実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国の公立小中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒の割合（推計値）は6.5パーセントという結果が出ています。

一方、厚生労働省が平成26（2014）年10月に全国の病院及び診療所を利用した患者を対象として実施した「患者調査」（平成27（2015）年12月公表）の結果では、医療機関に通院又は入院している自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害等の患者の総数（推計値）は、19万5,000人（自閉症、アスペルガー症候群、学習障害等は14万4,000人、注意欠陥多動性障害等は5万1,000人）となっています。

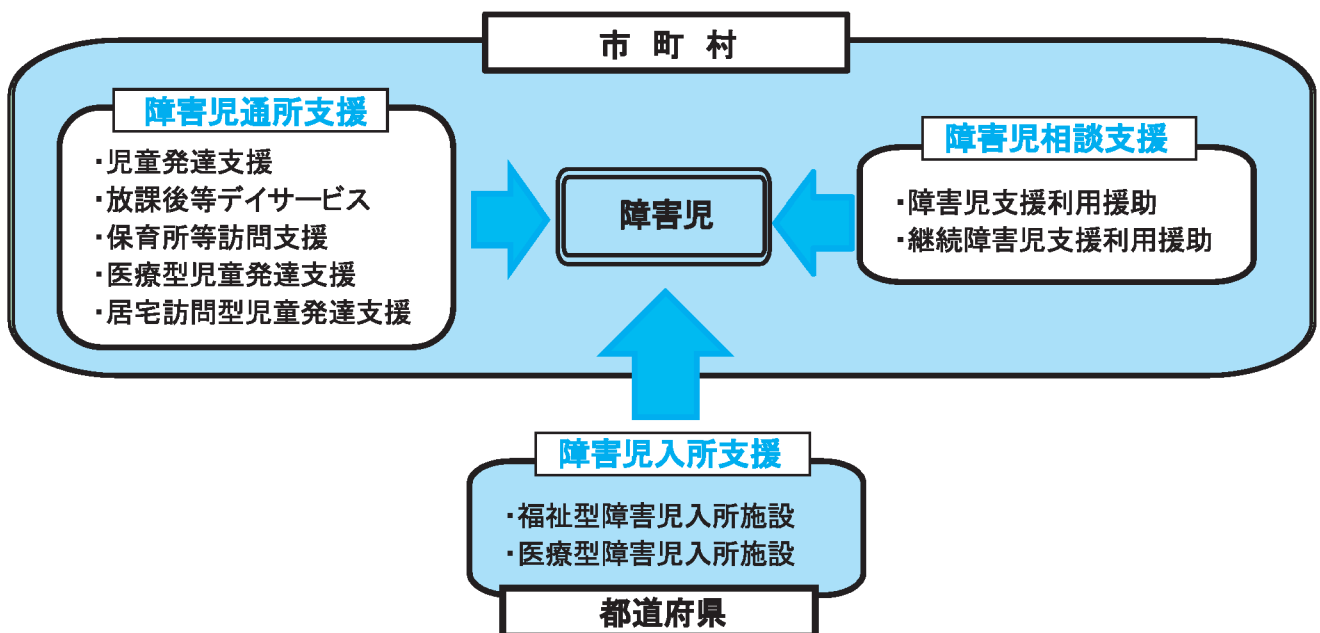
また、同省が平成28（2016）年に実施した「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」では、医師から発達障害と診断された者の数（推計値）は、48万1,000人という結果が出ています。

### Ⅲ 障害者・障害児に対する福祉サービスの体系等

#### 1 障害者総合支援法によるサービスの体系図



#### 2 児童福祉法によるサービスの体系図



## 3 障害福祉サービス等の種類と内容（令和3（2021）年3月現在）

## ◆ 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。 さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。
相談支援	計画相談支援（サービス利用支援）	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
	計画相談支援（継続サービス利用支援）	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業所等との連絡調整などを行います。
	地域相談支援（地域移行支援）	施設に入所又は精神科病院に入院している方が、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	地域相談支援（地域定着支援）	居宅において単身等で生活する方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談、対応等必要な支援を行います。

## ◆ 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

区分	サービス名	サービス内容
市町地域生活支援事業	自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
	相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。基幹相談支援センター機能強化事業、住宅入居等支援（居住サポート）事業があります。
	成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度が利用できない障害者に対し、必要な費用を補助します。
	成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するための研修の実施や、法人後見を行う事業所の立上げ支援などの法人後見活動の推進を行います。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚障害等により意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	日常生活用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の給付又は貸与を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な方について、円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を行う施設です。
	福祉ホーム事業	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。	
県地域生活支援事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について相談に応じ、必要な情報提供等を行います。発達障害者支援センター運営事業、障害児等療育支援事業等があります。
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業や精神障害者地域生活支援広域調整等事業など、市町の域を超える広域的な支援が必要な事業を行います。
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業	意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指點字を行う者等の養成又は派遣を行います。
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町相互間の連絡調整事業	手話通訳及び要約筆記を必要とする者が行政区域を越えて移動する等、市町派遣事業で対応できない派遣依頼に対応するための広域的なネットワークを整備するとともに、複数の市町の住民が参加する障害者団体等の会議等への手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。



## ◆ 児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	○児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の支援拠点として「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」等を行います。
	医療型児童発達支援	○児童発達支援 通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中（又は利用予定）の障害児に対して、訪問により、集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。医療型は、医療も提供します。
	医療型障害児入所施設	
障害児相談支援	障害児相談支援（障害児支援利用援助）	障害児通所支援を利用する障害のある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。
	障害児相談支援（継続障害児支援利用援助）	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業所等との連絡調整などを行います。

## IV 雇用支援機関・制度等の種類と内容

	種類	内容
雇用支援機関等	公共職業安定所	職業紹介、職業指導等の業務を行う国の機関で、障害者には、職業相談、就職のあっせん、就職後のアフターケア及び職業訓練のあっせん等を行い、事業所には、障害者の採用等に係る相談に応じます。
	障害者職業センター	地域の職業リハビリテーションネットワークの中核として、障害者職業カウンセラーを配置し、公共職業安定所等の関係機関との緊密な連携の下、職業リハビリテーションサービスを実施しています。障害者に対しては、職業相談・職業評価や就職前の職業指導、職場適応指導等を実施し、事業所には、障害者の受入れや受入れ後の相談等の支援を行います。
	障害者就業・生活支援センター	障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面と生活面の支援を一体的に行うことを目的とし、関係機関と連携しながら、就業及び生活に関する指導、助言、職業準備訓練のあっせんなどを行う機関で、県が指定する社会福祉法人等が運営しています。
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	障害者雇用納付金の申告納付、調整金、報奨金や各種助成金の申請受付等を行うほか、障害者の雇用啓発活動、障害者雇用に関する各種講習会の開催等を行っています。
	広島障害者職業能力開発校	障害者が様々な職業についての知識や専門的な技術、技能を習得するため、職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、県が委託を受けて運営する職業能力開発施設で、施設内等で職業訓練を実施しています。
制度等	障害者委託訓練	広島障害者職業能力開発校において、障害者の就職促進及び雇用の継続を図るため、雇用・就業を希望する障害者に対し、個々の障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施しています。
	職場適応訓練	障害者の採用を希望する事業主が、訓練終了後にその人を雇用することを前提に、県知事が事業主に委託する訓練制度で、事業主に対しては訓練委託費が、訓練生には訓練手当が支給されます。
	障害者トライアル雇用事業	事業所で原則3か月間のトライアル雇用を行い、適性や業務遂行可能性を見極め、企業と労働者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。事業主に対してはトライアル雇用奨励金が、対象者には事業所から賃金が支給されます。
	職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業	就職前（実習期間）、就職と同時に、又は就職後において、障害者職業センターがジョブコーチを派遣して、障害者が職場に適応できるように、障害者、事業主双方に支援を行います。
	ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）	特別支援学校において、就職指導の充実のために、生徒への面接指導、個々の生徒の実態把握に基づく企業とのマッチング、企業開拓、ハローワーク等の関係機関との連携、保護者等を対象とする研修会の講師などの業務を専任で行う者です。
	就労支援員	就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業を行う者が、配置すべき従業者で、職場開拓や職場実習の指導等の支援を行います。
	障害者多数雇用事業者認定制度	県が、積極的に障害者を雇用している県内の事業者を障害者多数雇用事業者として認定し、物品の調達に当たり、当該事業者に対する受注機会の拡大を図る制度です。
	障害者雇用支援合同会議	障害者の一般就労への移行を促進するため、就労支援の関係者の連携を図り、就労支援の取組の推進等、統一的な施策を進めていくための合同会議である。広島県においては、広島県障害者自立支援協議会を位置づけています。

## V 指定障害福祉サービス等事業所数（圏域別）

## 1 訪問系サービス事業所数（令和2（2020）年4月1日現在）

（単位：箇所）

圏域	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	計
広島	319	305	57	16	0	697
広島西	23	19	6	1	0	49
呉	47	42	19	7	0	115
広島中央	37	36	13	11	0	97
尾三	54	50	23	11	0	138
福山・府中	84	76	28	22	1	211
備北	21	20	5	3	0	49
計	585	548	151	71	1	1,356

## 2 日中活動系サービス事業所数（令和2（2020）年4月1日現在）

（単位：箇所）

圏域	生活介護	自立訓練（機能）	自立訓練（生活）	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	療養介護	計
広島	107	4	14	23	48	136	16	1	349
広島西	19	0	0	0	2	15	0	3	39
呉	27	0	3	6	7	32	1	1	77
広島中央	27	1	5	7	5	24	0	4	73
尾三	29	0	4	10	4	42	4	0	93
福山・府中	60	0	2	10	17	64	1	1	155
備北	16	1	1	1	3	13	0	1	36
計	285	6	29	57	86	326	22	11	822

## 3 障害児通所支援事業所数（令和2（2020）年4月1日現在）

（単位：箇所）

圏域	支援の種類						計
	児童発達支援（センター）	児童発達支援（センターを除く）	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援	
広島	6	63	2	232	9	0	312
広島西	2	2	0	30	2	0	36
呉	1	15	0	28	2	0	46
広島中央	1	11	1	38	3	0	54
尾三	4	16	0	29	7	0	56
福山・府中	4	40	1	99	14	0	158
備北	1	3	0	7	1	0	12
計	19	150	4	463	38	0	674

## 4 居住系サービス事業所数（令和2（2020）年4月1日現在）

（単位：箇所）

圏域	障害者支援施設	自立生活援助	グループホーム	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	指定医療機関	短期入所	計
広島	30	2	46	4	1	0	69	152
広島西	4	0	11	0	1	2	22	40
呉	3	1	13	0	1	0	18	36
広島中央	13	0	15	2	3	1	21	55
尾三	5	1	19	0	0	0	23	48
福山・府中	10	1	27	2	1	0	30	71
備北	5	0	10	1	1	0	15	32
計	70	5	141	9	8	3	198	434

## VI 用語解説

### あ 行

#### ■ アウトリーチ (P55)

生活上の課題を抱えながらも、自ら相談機関に相談に行けない個人や家族に対して、支援者が積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける支援方法のことをいいます。

#### ■ 一般就労移行者 (P18)

目標設定における一般就労移行者とは、福祉施設利用者のうち、雇用契約に基づいて、企業等に就職した者及び在宅就労した者並びに自ら起業した障害者等のことをいい、就労継続支援A型の利用者を含みません。

#### ■ 医療的ケア (P34)

障害児等が生きていくために、学校や在宅等で日常的に行われる人工呼吸器の管理、たんの吸引等の医療行為のことをいいます。

#### ■ 医療的ケア児等医療情報共有システム (P42)

医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関（特に、救急医）が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムのことをいいます。

### か 行

#### ■ 技能実習制度 (P63)

外国人が、出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習」の在留資格を持って日本に在留し、技能等を修得する制度です。開発途上国等の経済発展を担う人づくりへの協力を目的に、平成5（1993）年に創設されました。

#### ■ 経済連携協定 (P63)

2以上の国（又は地域）の間で、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の要素（物品及びサービス貿易の自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定のことをいいます。

#### ■ 高次脳機能障害 (P16)

脳の損傷によって、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害のことをいいます。

#### ■ 工賃 (P18)

福祉的就労を行っている事業所が、雇用契約を締結していない利用者に対して「生産活動に係る収入から生産活動に係る経費を控除した額に相当する額」として利用者に支払うものです。

#### ■ こころの電話 (P33)

臨床心理士などによるこころの健康に関する問題や悩みごとなどの電話相談窓口のことです。

電話番号：082-892-9090

#### ■ 子ども家庭総合支援拠点 (P59)

子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点であり、平成28（2016）年の児童福祉法の改正により、市町に設置の努力義務があります。

#### ■ 個別避難計画 (P64)

避難行動要支援者の個人ごとに、「発災時に避難支援を行う者」、「避難支援の方法」や「避難場所、避難経路」などを具体的に定めた計画のことをいいます。

**■ 個別支援計画（P21）**

指定障害福祉サービス事業所などにおいて、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスを提供する上での留意事項等を記載した計画のことをいいます。

**さ 行****■ サービス管理責任者（P62）**

指定障害福祉サービス事業所などにおいて、利用者の個別支援計画の策定・評価など、サービス提供のプロセス全体の管理を行う人をいいます。

**■ 災害時公衆衛生チーム（P65）**

公衆衛生に係る専門家で構成するチームを派遣し、被災地域の保健所や市町村の被災状況を把握するとともに、被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善を支援します。

福祉チームについては、相談支援専門員等が要配慮者等の健康状況把握や相談等の支援を行います。

**■ サピエ（P24）**

視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワークのことをいいます。

**■ 実雇用率（P13）**

算定基礎労働者数（障害者の就業が一般的に困難な職種もあることから、企業全体の常用労働者数から業種ごとに定められている除外率相当数を控除した数）に占める障害者数の割合を指します。

**■ 児童発達支援管理責任者（P62）**

指定障害児通所・入所施設において、利用児の個別支援計画の策定・評価など、支援のプロセス全体の管理を行う人をいいます。

**■ 就労支援メッセンジャー（P11）**

自己の企業・団体内において、障害者の職場定着を目的として、企業風土や業務内容を踏まえながら、それぞれの障害特性にあった業務の割り当てや職場適応に向けた相談支援などを中心的に担う推進役のことで、従業員の中から、主に就労支援メッセンジャー養成研修修了者がその任にあたります。

**■ 主任相談支援専門員（P57）**

主任相談支援専門員養成研修を修了し、障害者等の意向に基づく生活を実現するため、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を担う人をいいます。

**■ 障害児保育（P37）**

障害児保育施設で、障害児複数あるいは個人に指導を行う場合と、保育所、幼稚園や幼保連携型認定こども園で健常児と一緒に保育する場合があります。

**■ 障害者差別解消支援地域協議会（P11）**

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、障害者にとって身近な地域（県、市町）において設置することができることとされ、ネットワークを構築し情報の共有化や専門知識を持ち寄り、主体的な取組を行うための協議を行う組織をいいます。

**■ 障害福祉サービス等情報公表制度（P38）**

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求め、その内容を公表する仕組みです。

独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報検索」を利用することで、全国の指定障害福祉サービス等施設・事業所の情報をインターネットで入手することが可能です。

**■ 精神保健福祉相談員（P32）**

市町、精神保健福祉センター及び保健所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、必要な助言を行う職員のことをいいます。精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士か医師、認定講習を受けた保健師等で都道府県知事または市町村長が任命します。

**■ 相談支援専門員（P56）**

指定相談支援事業所などにおいて、障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス利用計画の作成をはじめ全般的な相談支援を行う人をいいます。

**た 行****■ ダブルケア（P55）**

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態をいいます。

**■ 地域生活移行者（P49）**

成果目標設定における地域生活移行者とは、福祉施設の入所者が、施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した障害者等で、家庭復帰した人を含みます。

**■ デイジー（P24）**

視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格であり、デイジー図書は、インターネットからのダウンロードデータやCDなどにより、読みたい部分を検索して読めることや、大容量収録可能であることが特徴です。

**な 行****■ 難病診療連携拠点病院（P34）**

都道府県における難病診療連携の拠点となる病院で、難病医療協力病院・一般病院などで診断が困難な患者や高度な治療が必要な患者の受け入れ、身近な医療機関で治療が可能な患者の難病医療協力病院・一般病院などへの紹介などの診療連携、遺伝子診断に係るカウンセリング、難病医療関係者への研修や都道府県内の難病診療体制に関する情報収集を行っています。

**■ 難病対策センター（P34）**

難病医療専門員を配置し、難病患者の日常生活における様々な相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などの患者等支援を行うとともに、拠点病院及び協力病院との連絡調整、医療従事者等に対する研修の実施など、難病対策の拠点として設置しているものです。

**■ 農福連携マルシェ（P17）**

障害者就労施設等での農業への取組状況の紹介や農産物・加工品等の展示・即売会（市場）のことをいいます。

**は 行****■ 8050問題（P55）**

長期間のひきこもりなどにより50代前後の子供を、80代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する社会問題です。

**■ 発達障害 (P16)**

発達障害者支援法第2条の規定によると、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

**■ ピアサポート (P41)**

患者又は患者の家族が、同じ悩みを持つ患者等からの相談を受け、解決に向けた援助や助言を行います。

**■ ひきこもり相談支援センター (P32)**

ひきこもりに関する本人、家族等からの相談窓口（電話、面接、訪問等）です。

電話番号：西部センター082-942-3161

中部・北部センター082-893-5242

東部センター0848-66-0367

**■ 避難確保計画 (P67)**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）及び水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、土砂災害、洪水、高潮等によって被害発生が想定される地域にある社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の管理者等に作成が義務付けられています。施設利用者の災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るための、防災体制、避難の誘導、避難の確保を図るための施設、避難訓練の実施等に関する計画です。

**■ 避難行動要支援者 (P64)**

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする人をいいます。

**■ 広島いのちの電話 (P33)**

こころの健康に関する問題や悩み事などの電話相談窓口で、24時間年中無休で対応しています。

電話番号：082-221-4343

**■ 広島県あんしん賃貸支援事業 (P54)**

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、外国人のほか住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者（協力店）等の情報提供や居住支援を行うことにより、住宅確保要配慮者の入居をサポートする事業のことをいいます。

**■ ひろしま医療情報ネットワーク (HMネット) (P65)**

医療機関の機能分担や連携を進め効果的な医療連携を全県で行うために、ICTを活用した患者の診療情報などの医療情報を複数の医療機関で共有するネットワークのことをいいます。

**■ 広島県障害者社会参加推進センター (P65)**

障害者の多種多様な需要の把握から対応までを一本化し、障害者自らによる社会参加推進施策の体系的、効果的な推進を図るとともに、障害者の地域における自立生活と社会参加の促進を図ることを目的として、地域生活支援事業等の社会参加推進事業の実施や社会参加推進のために必要な情報の収集及び提供等の業務を行う機関です。

**■ 広島県相談支援アドバイザー (P49)**

障害者及び障害児の相談支援に関し専門性の高い者をアドバイザーに委嘱し、県内の相談支援体制の整備を推進するため、市町へ地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等、広域的支援を行うとともに、地域の課題を把握し、その支援方策の検討などを行っています。

**■ 広島県地域生活定着支援センター（P44）**

高齢や障害を有するなどの理由により、矯正施設退所後、福祉的支援を必要とする者に対して、保護観察所と協働して福祉サービスなどを利用できるよう支援する機関のことで。

**■ 広島県福祉サービス第三者評価推進委員会（P60）**

福祉サービスの利用者からの苦情を解決することにより、利用者の権利を擁護することを目的として社会福祉法に基づき設置された第三者機関です。委員は、中立公正な立場から多様な事例に対応できるように、社会福祉、法律、医療などに関する学識経験者で構成されています。

**■ 広島県社会福祉人材育成センター（P62）**

社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、福祉関係の人材確保と人材養成などの事業を進めるため、知事の指定を受けて、社会福祉法人広島県社会福祉協議会に設置された組織で、福祉に関心のある人や福祉の職場で働きたい人と福祉施設・事業所とのマッチングや合同説明会の開催、必要な資格とその取得方法等の相談などを行っています。

**■ 広島口腔保健センター（P33）**

一般の歯科診療所で歯科治療等を受けることが困難な障害児（者）や要介護者等に対し、安心安全な歯科医療を提供するための拠点施設です。一般社団法人広島県歯科医師会が開設し、運営しています。

**■ ひろしま版ネウボラ（P39）**

子育ての安心感を醸成するため、地域の関係機関等と一体となって子育て家庭を見守る仕組みのことをいいます。

**■ ふれ愛プラザ（P18）**

紙屋町地下街「シャレオ」にある福祉情報の発信や障害者等との交流、就労移行支援の場となる福祉公共スペースのことをいいます。

**■ ペアレント・トレーニング（P41）**

発達障害のある（または疑いのある）子供を持つ保護者等が子供の特性や具体的な対応方法を身に付けることで、子供の適応行動を増やし、子育ての負担の軽減が可能になることをめざし開発された手法です。

**■ ペアレントメンター（P40）**

発達障害者の子供を持つ保護者等であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない保護者などに対して心のサポートを行う人を行います。県が開催するペアレントメンター養成研修を受講した人が任命されます。

**■ ペアレントメンター・コーディネーター（P40）**

ペアレントメンターが活動する事業の企画・調整等を担う市町職員等のことをいいます。県が開催するペアレントメンター・コーディネーター養成研修を受講した人が任命されます。

**■ 放課後児童クラブ（P39）**

昼間、保護者がいない家庭の小学校児童に対し、学校の空き室など身近な社会資源を利用して、その育成、指導、遊びなどによる発達の助長などのサービスを行う施設です。

**■ 法定雇用率（P13）**

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により定められた、事業所における障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）の雇用割合を指します。令和3（2021）年3月から、一般の民間企業2.3パーセント、国・地方公共団体並びに特殊法人等2.6パーセント、教育委員会2.5パーセントとなっています。



## ま 行

## ■ 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動（P64）

「災害に強い広島県」の実現を目指し、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって取り組む運動です。

## VII 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る検討組織

## 1 広島県障害者施策推進協議会 (令和3(2021)年3月31日現在)

氏名	所属及び職名	備考
井上 一成	広島県知的障害者福祉協会 副会長	
井本 健一	広島県建築士会 会長	
大本 崇	一般社団法人広島県医師会 常任理事	会長
岡本 英登	【公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会】	
岡本 仁	【一般社団法人広島県手をつなぐ育成会】	
小田 龍雄	一般社団法人広島県身体障害者団体連合会 副会長	
片岡 美枝子	広島難病団体連絡協議会 副会長	
金子 麻由美	一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 会長	
上川 克己	一般社団法人広島県歯科医師会 常務理事	
衣笠 正純	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 常務理事	
草道 敏子	公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会 理事	
國生 拓子	広島大学大学院 教授	
関川 章子	【一般社団法人広島県身体障害者団体連合会】	
高垣 廣徳	広島県市長会(東広島市長)	
高杉 勲	広島障害者職業センター 所長	
西村 いづみ	広島国際大学 准教授	
林 誠	広島県身体障害者施設協議会 会長	
平石 協	広島県精神障害者支援事業所連絡会 会長	
古江 由紀枝	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	
木下 栄作	広島県健康福祉局長	

※ 敬称略，県関係職員を除き五十音順

※ 【 】は推薦団体

## 2 広島県障害者自立支援協議会

(令和3(2021)年3月31日現在)

氏名	所属及び職名	備考
石井知行	一般社団法人広島県精神科病院協会 会長	会長
大田敏之	一般社団法人広島県医師会 常任理事	
岡本智恵子	公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会 代表理事	
岡本英登	【公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会】	
小田龍雄	一般社団法人広島県身体障害者団体連合会 副会長	
金子百合子	広島県精神障害者支援事業所連絡会 幹事	
橘高則行	【一般社団法人広島県身体障害者団体連合会】	
熊澤有馬	【一般社団法人広島県手をつなぐ育成会】	
後藤淳子	広島難病団体連絡協議会 会長	
近藤啓太	高次脳機能センター 高次脳機能センター長	
戸光毅	東広島市福祉部障害福祉課 課長	
林誠	広島県身体障害者施設協議会 会長	
寶子丸周吾	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場 理事長	
三島浩徳	広島労働局職業安定部職業対策課 課長	
森木聡人	広島県障害者相談支援事業連絡協議会 会長	
彌政慎一	広島県知的障害者福祉協会 副会長	
横藤田誠	広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授	
善川夏美	一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 副会長	
由水尚哉	三原市保健福祉部社会福祉課 課長	
米川晃	広島県障害児(者)地域療育等支援事業連絡協議会 会長	
岩崎和浩	広島県健康福祉局障害者支援課 課長	
西丸幸治	広島県健康福祉局健康対策課 課長	
有馬由美	広島県商工労働局雇用労働政策課 課長	
玉岡政義	広島県商工労働局職業能力開発課 課長	
三浦直宏	広島県教育委員会事務局学びの革新推進部特別支援教育課 課長	

※ 敬称略, 県関係職員を除き五十音順

※ 【 】は推薦団体

## VIII 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定経過

## 策定経過

令和2（2020）年	
6月18日	計画策定に係る基本的な考え方を市町へ提示
8月20日	令和2年度第1回広島県障害者施策推進協議会の開催 （第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の骨子案について審議）
8月31日	令和2年度第1回広島県障害者自立支援協議会の開催 （第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の骨子案について協議）
9月11日	成果目標及び障害福祉サービス等見込量の市町報告値の一次集計
9月3日～9月25日	障害福祉サービス等の実施に係る事業所アンケート調査の実施
9月25日～10月15日	障害保健福祉圏域連絡会議の開催
11月17日	成果目標及び障害福祉サービス等見込量の市町報告値の二次集計
12月17日	令和2年度第2回広島県障害者施策推進協議会の開催 （第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の素案について審議）
12月18日	令和2年度第2回広島県障害者自立支援協議会の開催 （第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の素案について協議）
令和3（2021）年	
1月29日～2月19日	パブリックコメント（県民意見募集）の実施
3月末	計画策定

## 県民意見募集（パブリックコメント）の実施

令和2年（2020）年12月17日開催の広島県障害者施策推進協議会で審議された「第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画（案）」を公表し、意見募集を実施しました。

実施期間	令和3（2021）年1月29日～令和3（2021）年2月19日
公表場所	広島県行政情報コーナー、広島県ホームページ 広島県健康福祉局障害者支援課、各厚生環境事務所（支所）
受付方法	郵便、ファックス、電子メール、電子申請、障害者支援課窓口
御意見があった主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス等の確保のための取組</li> <li>・ 放課後等デイサービスの確保や質の向上</li> <li>・ 障害者の相談支援体制の充実</li> <li>・ 「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の普及促進</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症への対応</li> <li>・ 高次脳機能障害に係る啓発の促進 など</li> </ul>